

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年7月7日(2011.7.7)

【公表番号】特表2010-522045(P2010-522045A)

【公表日】平成22年7月1日(2010.7.1)

【年通号数】公開・登録公報2010-026

【出願番号】特願2009-554767(P2009-554767)

【国際特許分類】

A 6 1 B 18/12 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/39 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成23年5月18日(2011.5.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

デバイスの遠位部分から同時に供給される高周波パワーおよび流体の存在下で、組織を治療するための双極電気外科デバイスであって、

前記デバイスは、

ハンドルと、

前記ハンドルから遠位方向に延在するシャフトであって、前記ハンドルに対して固定関係で前記デバイスの前記遠位部分を支持するシャフトと、

前記流体の流体源に接続可能な流体供給通路と、

前記流体供給通路と流体連通状態にあり、かつ、前記デバイスの前記遠位部分において前記デバイスの外部に前記流体を供給するよう構成された少なくとも一つの流体出口と、

を具備し、

前記デバイスの前記遠位部分は前記デバイスの遠位端部において終端をなしており、前記デバイスの前記遠位端部はディスク形遠位端部を具備してなり、

前記ディスク形遠位端部は、第1の部分円形電極および第2の部分円形電極を具備してなることを特徴とするデバイス。

【請求項2】

前記第1の部分円形電極は、概ね第1の半円の形状を有すると共に、

前記第2の部分円形電極は、概ね第2の半円の形状を有することを特徴とする請求項1に記載のデバイス。

【請求項3】

前記第1の部分円形電極および前記第2の部分円形電極は互いの鏡像であることを特徴とする請求項1に記載のデバイス。

【請求項4】

前記第1の部分円形電極は第1の電極部分円形周面を有すると共に、

前記第2の部分円形電極は第2の電極部分円形周面を有することを特徴とする請求項1に記載のデバイス。

【請求項5】

第1の電極部分円形周面は露出させられており、かつ、

第2の電極部分円形周面は露出させられていることを特徴とする請求項4に記載のデバイス。

【請求項6】

前記第1の電極部分円形周面は電気的絶縁体によって覆われており、かつ、

前記第2の電極部分円形周面は電気的絶縁体によって覆われていることを特徴とする請求項4に記載のデバイス。

【請求項7】

前記デバイスの前記遠位端部は、前記第1の部分円形電極と、前記第2の部分円形電極と、前記第1の部分円形電極および前記第2の部分円形電極を前記デバイスに対して取り付けるハウジングと、を具備してなることを特徴とする請求項1に記載のデバイス。

【請求項8】

前記ハウジングは前記シャフトに連結されていることを特徴とする請求項7に記載のデバイス。

【請求項9】

前記第1の部分円形電極および第2の部分円形電極は、電気的絶縁体によって離間させられていることを特徴とする請求項1に記載のデバイス。

【請求項10】

前記デバイスの前記ディスク形状遠位端部はさらに、前記第1の部分円形電極と第2の部分円形電極との間に配置された電気的絶縁体を具備してなることを特徴とする請求項1に記載のデバイス。

【請求項11】

前記少なくとも一つの流体出口が、前記デバイスの前記遠位端部に近接して配置されていることを特徴とする請求項1に記載のデバイス。

【請求項12】

前記第1の電極は第1の電極の第1のコーナーと第1の電極の第2のコーナーとを具備してなり、かつ、

前記少なくとも一つの流体出口は、前記第1の電極の第1のコーナーおよび前記第1の電極の第2のコーナーの一つにおいて、前記第1の電極に最も近接していることを特徴とする請求項1に記載のデバイス。

【請求項13】

前記第1の電極は第1の電極の第1のコーナーと第1の電極の第2のコーナーとを具備してなり、かつ、

前記少なくとも一つの流体出口は、前記第1の電極の第1のコーナーおよび前記第1の電極の第2のコーナーの一つに隣接していることを特徴とする請求項1に記載のデバイス。

【請求項14】

前記少なくとも一つの流体出口は少なくとも二つの流体出口からなることを特徴とする請求項1に記載のデバイス。

【請求項15】

前記少なくとも二つの流体出口は、前記デバイスの対向する面に配置されていることを特徴とする請求項14に記載のデバイス。